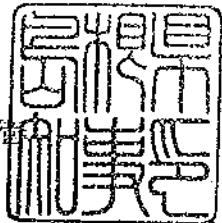


写

原 第 206 号
平成 28 年 7 月 15 日

原子力規制委員会
委員長 田 中 俊 一 様

島根県知事 溝 口 善 兵 衛
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について

本県の原子力発電所周辺環境安全対策につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置に係る原子炉設置変更許可申請については、平成 28 年 4 月 28 日に中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から本県に対して島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づく事前了解願いの提出がありましたが、貴委員会へ申請することについては今回了解することとし、別紙のとおり中国電力に対して回答しましたのでお知らせします。

次に、安全協定第 6 条第 2 項の規定に基づく最終的な了解は、貴委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会などの意見を聴いて、総合的に判断したうえで中国電力に対して回答します。

なお、今回の中国電力による貴委員会への申請の了解に当たって、貴委員会におかれでは、本県が平成 25 年 12 月 26 日付け原第 563 号で要請した事項（別添 1）について引き続き適切に対応いただきますようお願いします。

また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市からの意見（別添 2）の送付があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いします。

平成 25 年 12 月 26 日付け原第 563 号で要請した事項

1. 適合性確認審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
2. 実道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか審査いただきたい。
3. フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して実施するとともに、この点についての説明は特に丁寧に行っていただきたい。
4. 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、適切に取り組まれているかを審査するとともに、必要に応じて指導を行っていただきたい。
5. 福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見については、その都度、規制基準に反映していただきたい。
6. 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
7. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、国が前面に立って調整・支援していただきたい。

(別添2)

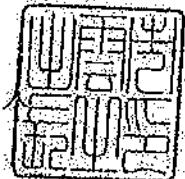
周辺自治体からの意見

(写)

防災 第 97 号
平成 28 年(2016)6 月 27 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

出雲市長 長岡 秀人



「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」
に基づく意見について（回答）

平素より、出雲市の原子力防災行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

平成 28 年 6 月 17 日付 原第 175 号で照会のありました「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく意見照会につきまして、次のとおり回答いたします。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく
県からの意見照会への回答について

平成28年4月28日付で中国電力株式会社から島根県知事に対して「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき提出された、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設、第3系統バッテリー（以下、「特重施設等」という。）の設置に係る事前了解願いについて、原子力規制委員会に廃止措置計画に係る認可申請及び特重施設等に係る設置変更許可申請を行うことは、了解します。

なお、了解するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

付帯意見

I. 【1号機 廃止措置計画認可申請】

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) この度の申請については、約30年にわたる廃止措置計画の第一歩であることから、安全かつ確実な廃止措置に向けて万全な体制で臨むこと。
- (2) 使用済燃料の全量搬出、譲渡しについて、安全かつ適切に実施すること。
- (3) 発生する放射性廃棄物について、安全かつ適切に処分すること。
- (4) 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すとともに、解体作業中の安全対策（耐震性や隣接する2号機の工事との調整等）を徹底し、プラント全体としての安全性の向上を図ること。
- (5) 他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、常に最新の技術・知見を求める姿勢で臨むこと。
- (6) 原子力規制委員会の廃止措置計画認可申請の審査状況及び審査により変更・追加した内容については、適切に報告するとともに、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で情報提供を行うこと。

2. 県に求める事項

- (1) 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を締結できるよう必要な支援を講ずること。
- (2) 周辺自治体に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュール調整に配慮すること。
- (3) 国に対し、使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ適切な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、前面に立つて取り組むよう求めること。

3. 県を介して国に求める事項

- (1) 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう新たな制度の創設をすること。ただし、その間の暫定的措置として、電力事業者と立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
- (2) 廃止措置計画の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳格に審査すること。
- (3) 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう十分に審査すること。
- (4) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の取扱基準等の確立についても早急に方針を示すこと。
- (5) 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても十分に審査すること。
- (6) 審査の結果について、関係自治体に対して丁寧な説明を行うこと。
- (7) 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるような対策を国が前面に立って調整・支援すること。

II. 【2号機 原子炉設置変更許可申請】

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 再稼働の具体的な動きが出るまでに、立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
- (2) 今回の申請を含め、現在行われている原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査の状況等について、引き続き適切に報告等を行うこと。
- (3) 特重施設等が設置されることによる機材の操作訓練等の増加を考慮し、適正な人員配置や人材育成等を行うこと。
- (4) 上記のほか、平成25年12月20日付「防災第69号」で回答した内容について、適切に対応すること。

2. 県に求める事項

平成25年12月20日付「防災第69号」で回答した内容について、適切に対応すること。

3. 県を介して国に求める事項

平成25年12月20日付「防災第69号」で回答した内容について、適切に対応すること。

(写)

防災第69号
平成25年12月20日

島根県知事 溝口善兵衛様

出雲市長 長岡秀人

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る
覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

平素より、出雲市の原子力防災行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
平成25年12月13日付、原第545号で照会のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見照会につきまして、次のとおり回答いたします。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

今回、行われる島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認審査に関する申請については、事業者である中国電力㈱が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき申請がなされ、原子力基本法に基づいて原子力規制委員会が審査するものであるため、申請を了解します。

ただし、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の事項を付帯意見として提出します。

記

付帯意見

【中国電力㈱に求める事項】

1. 再稼働の具体的な動きが出るまでに、安全協定を締結すること。（※）
2. 原子力規制委員会における安全性審査については、逐次、規制委員会のホームページ等で公開されているが、専門用語が多く理解が困難であることから、適宜、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
3. 福島第一原子力発電所事故に際しては、非常用復水器が適切に使用されなかつたなど、職員が設備を使いこなせない事案もあった。また、今回の安全審査においても、基本は原子力事業に携わる全ての職員が100パーセント機器を使いこなすことが大前提となっている。

このため、重大事故等対処施設を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。

4. 福島第一原子力発電所の事故検証や廃炉作業の中から、地下水対策を含む汚染水対策など新たな知見が得られる場合は、規制基準に盛られる盛られないに関わらず、追加的対応を取ること。
5. 地震や津波及びテロ想定について、常に最新の知見を取り入れるとともに、適切に

県及び周辺自治体に情報提供し、防災・安全対策に反映させること。

6. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。(※)
7. 新たな計画・申請が行われる場合は、周辺自治体への説明はもとより、住民に対しても説明会を行うなど、丁寧な情報提供に努めること。(※)

【県に求める事項】

1. 出雲市を含む周辺自治体が安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。
2. 今回の安全審査申請と原子炉の再稼働とは全く別の議論であることを、中国電力㈱に明確に回答すること。
3. 安全審査後のロードマップ・スケジュールについては、内容が明らかとなった時点で、県民に対してわかり易く説明すること。
4. 周辺市に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュールで行うなどの配慮をすること。
5. 広域避難計画について、安定ヨウ素剤の配布方法や避難手段の確保等、実効性の向上を図る取り組みを、積極的に講じること。
6. 避難に際して主要な避難路となる国道431号線、県道斐川一畠大社線の整備を、積極的に取り組むこと。

【県を介して国に求める事項】

1. 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう、新たな制度の創設をすること。ただし、その間の暫定的措置として、電力事業者との安全協定が締結できるよう支援すること(※)
2. 広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、国の関与を強めること。

(※)：県の意見に含まれない事項

写

安危第 120 号
平成28年6月20日

島根県知事 溝口善兵衛様
(防災部原子力安全対策課)

安来市長 近藤宏樹
(総務部危機管理課)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書に基づく意見について（回答）

平素から安来市が行う原子力防災対策に格別のご配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成28年4月28日付で中国電力株式会社から島根県知事に対し「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」という）第6条の規定に基づき提出された、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設、第3系統バッテリー（以下「特重施設等」という）の設置に係る事前了解願いについて、原子力規制委員会に廃止措置計画に係る認可申請及び特重施設等に係る設置変更許可申請を行うことについては、了解します。

なお了解するにあたっては、安来市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見を付し、それが適切に反映されるよう要請いたします。

記

1. 原子力規制委員会における審査の過程については、透明性を確保し、周辺自治体及び住民に対して適宜丁寧な説明を行うよう要請すること。
2. 使用済み核燃料の搬出計画については、搬出方法も含め更に具体的な検討を進めよう要請すること。
3. 廃止措置の作業を進めるにあたっては、放射性物質の漏えい防止に万全を期すとともに、放射性物質を安全に処分するための適切で確実な方法について、具体的検討を行うよう要請すること。

4. 安全対策については、設備面のみならず、それを適切に使いこなすための組織・人員体制・教育及び訓練など、人的な対応についても充実強化を図るよう要請すること。
5. 原子力災害発生時における防災体制の構築にあたっては、緊急時、平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図るよう要請すること。
6. 中国電力株式会社と周辺自治体との、立地自治体と同様な安全協定締結に向けた取組を進めること。

写

危管第244号
平成28年6月20日

島根県知事 溝口 善兵衛 様
(防災部原子力安全対策課)

雲南市長 速水 雄
(総務部危機管理室)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書に基づく回答について

平成28年6月17日付け原第175号で意見照会のあつたことについて、別
紙のとおり回答します。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る
覚書に基づく島根県からの意見照会に対する回答

平成28年4月28日付で中国電力株式会社から島根県知事に対して「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」(以下「安全協定」という。)第6条の規定に基づき提出された、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画(以下「廃止措置計画」という。)並びに島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)(以下「特重施設等」という。)の設置に係る事前了解願いについて、廃止措置計画に係る認可申請並びに特重施設等に係る設置変更許可申請を行うことについては、了解します。

なお、了解するにあたっては、雲南市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

また、廃止措置計画に係る島根県から中国電力株式会社への要請事項のうち「9. 地元企業への工事発注など、地域振興に特段の配慮をするとともに、その具体的な内容を明らかにすること。」については、二段階目の安全協定に基づく最終的な了解を前提とするものであり、今回の要請事項に盛り込むことは適していないと考えますので申し添えます。

記

I. 1号機の廃止措置計画認可申請に対する付帯意見

【中国電力株式会社に求める事項】

- (1) 早期に安全協定を締結すること。
- (2) 原子力規制委員会における審査については、その過程も含めわかりやすい表現で情報提供を行うこと。
- (3) 原子力規制委員会の審査の過程において、指摘や修正、追加的措置が必要となった事項については、周辺自治体及び住民に対して丁寧に説明すること。
- (4) 使用済燃料を安全に処理するための適切で確実な方法について、具体的な検討を行うこと。
- (5) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物を安全に処分するための適切で確実な方法について、具体的な検討を行うこと。
- (6) 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、廃止措置の各段階において適切に安全対策を講ずることができるよう計画を見直すこと。
- (7) 廃止措置における放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すとともに、安全対策的人的な対応に関して、不断の充実・強化を図るよう適切な取り組みを行うこと。

【島根県に求める事項】

- (1) 廃止措置計画認可申請の了解と、廃止措置計画そのものの了解とは別の議論であることを中国電力株式会社に明確に回答すること。
- (2) 周辺自治体が中国電力株式会社と安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。
- (3) 回答に付した意見について、中国電力株式会社及び国等へ確実に伝えること。
- (4) 立地自治体や周辺自治体（以下「関係自治体」という。）の間で意見の相違があった場合は、調整を行うこと。
- (5) 国に対し、使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として前面に立って取り組むよう求めること。

【島根県を介して国及び原子力規制委員会に求める事項】

- (1) 廃止措置計画の審査にあたっては、適切な汚染状況調査が行われ、安全かつ確実に廃止措置が行われるよう、厳格な審査を行うこと。
- (2) 使用済燃料については、安全かつ確実に処理できるよう、その方法について十分に審査すること。
- (3) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、安全かつ確実に処分できるよう、その方法について十分に審査すること。
- (4) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の取扱基準等について、早急に方針を示すこと。
- (5) 廃止措置にあたっての安全対策について、設備面だけでなく、組織・人員体制、教育・訓練といった人的な対応についても審査すること。
- (6) 審査結果については、関係自治体に対し、丁寧な説明を行うこと。
- (7) 使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、前面に立って取り組むこと。

II. 2号機の特重施設等に係る設置変更許可申請に対する付帯意見

平成25年12月20日付け危管第538号で回答した内容について、適切に反映されることを引き続き要請します。

平成25年12月20日付で回答した付帯意見は、下記のとおりです。

【中国電力株式会社に求める事項】

- (1) 再稼働の具体的な動きが始まるまでに安全協定を締結すること。
- (2) 原子力規制委員会における審査については、その過程も含めわかりやすい表現で情報提供を行うこと。
- (3) 審査終了後、指摘や修正、追加的措置が必要となった事項について周辺自治体及び住民に対して丁寧に説明すること。
- (4) 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、適切に安全対策を講ずること。
- (5) 安全対策の人的な対応に関して不断の充実・強化を図るよう適切な取り組みを行うこと。
- (6) 広域避難計画については、事業者の責任としての役割を明確にすること。

【島根県に求める事項】

- (1) 今回の新規制基準適合性確認申請と、原子炉の再稼働とは全く別の議論であることを中国電力株式会社に明確に回答すること。
- (2) 周辺自治体が中国電力株式会社と安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。
- (3) 安全審査後のスケジュール等について、住民に対してわかりやすく説明すること。
- (4) 広域避難計画について、実効性の向上を図る取り組みを積極的に講ずること。
- (5) 周辺市に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュールで行うなどの配慮をすること。
- (6) 国に対して、テロ対策は国民保護の観点であることから、国の責任において万全なる対策を講ずるよう求めること。

【島根県を介して国に求める事項】

- (1) 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう、新たな制度の創設をすること。
- (2) 広域避難計画がより実効性のあるものとするための道路等の環境整備について、国が責任を持つとともに継続的に支援すること。

- (3) 雲南市民の安全で安心な生活を確保するために、原子力災害発生時の対策について、多大な事務量の負担も強いられていることから、財政的な措置を講じること。
- (4) 中長期的なエネルギー政策については、これまでに示されているエネルギー基本計画に則って、安全安心な原子力発電のあり方を確立すること。
- (5) 将来的な放射性物質の管理について、国の責任において適切な対策を講ずること。
- (6) テロ対策は国民保護の観点から、国の責任において万全なる対策を講ずること。
- (7) 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、規制基準に適切に反映すること。
- (8) 福島第1原子力発電所事故の原因を更に究明すること。

III. 原子力防災対策に関する国に対する付帯意見

原子力発電については、国のエネルギー政策により進められてきており、一方が一の原子力災害に備えた一般住民及び要援護者の迅速かつ安全な避難対策についても、引き続き国が前面に立って調整・支援すること。

写

第 201600047802 号
平成 28 年 6 月 17 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治



島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について（回答）

平成 28 年 6 月 17 日付原第 175 号で照会のあったことについて、米子市長及び境港市長の意見を踏まえて、別紙のとおり回答します。

については、中国電力株式会社に対する貴県の島根原子力発電所 1 号機廃止措置計画及び同 2 号機特定重大事故等対処施設等の設置の事前了解の判断に際し、島根原子力発電所で万が一事故が起きた場合、大きな影響を受けるおそれがある当県県民の心情をお察しいただき、特段の御配慮をお願いします。

別紙

中国電力株式会社に対応を求める事項

(島根原子力発電所1号機の廃止措置について)

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出する。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 4 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 5 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 6 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
- 7 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。

(島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について)

- 8 特定重大事故等対処施設等の設置については、平成25年12月の2号機に係る事前報告時に、覚書に基づき鳥取県が提出した意見に則り、引き続き適切に対応すること。なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。

(写)

第 201300148744 号
平成 25 年 1 月 17 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について（回答）

平成 25 年 1 月 13 日付原第 545 号で照会のあったことについて、米子市長 野坂康夫 及び境港市長 中村勝治 の意見を踏まえて、下記のとおり意見を提出します。貴職におかれましては、島根原子力発電所で万が一事故が起きた場合には、県境に関係なく大きな影響を受ける当県の県民の状況も御察しいただき、中国電力株式会社に対する貴県の新規制基準適合性確認申請の事前了解の判断に際して何卒御考慮をお願いいたします。

記

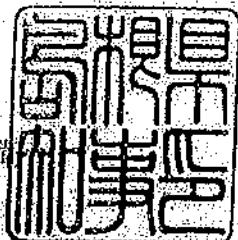
- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 実道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 5 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

原 第 206 号
平成 28 年 7 月 1 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

島根県知事 溝口 善兵衛
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（回答）

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」といふ。）第6条第2項の規定に基づき、平成28年4月28日付け島原本広第87号で事前了解願いのあった島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る設置変更許可申請については、下記のとおり回答します。

記

1. 原子力規制委員会へ申請することは、今回、了解する。
2. 安全協定第6条第2項の規定に基づく最終的な了解については、原子力規制委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会などの意見を聴いて、県として総合的に判断したうえで回答する。
3. 平成25年12月24日付け原第563号で要請した事項（別添1）について引き続き適切に対応していただくよう要請する。
4. 出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見（別添2）の送付があり、これを添付するので、適切に対応していただくよう要請する。

(別添 1)

平成 25 年 12 月 24 日付け原第 563 号で要請した事項

1. 原子力規制委員会の適合性確認審査の状況及び審査により必要となった変更・追加の対策については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）に対して適切に説明すること。
2. 関係自治体などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 宍道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、常に最新の知見を取り入れ、それに基づく安全対策を適切に実施すること。
4. フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して実施するとともに、この点についての関係自治体への説明は特に丁寧に行うこと。
5. 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に關しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取組を行うこと。
6. 島根原子力発電所の引き続きの安全性向上のため、自主的かつ主体的に対策の実施に取り組むとともに、関係自治体に対しその情報を的確に提供すること。
7. 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。

(別添 2)

周辺自治体からの意見

(別添 2) については、平成 28 年 7 月 15 日付け原第 205 号と同様のため、省略いたします。

[参考]



島原本広第87号
平成28年4月28日

島根県知事
溝口善兵衛様

中国電力株式会社
取締役社長
清水希謙

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年7月8日に施行された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴う新たな規制基準においては、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置が求められていることから、このたび、島根原子力発電所2号機におけるこれらの設備を設置することといたしました。

つきましては、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づくご了解を賜りたく、原子炉設置変更許可申請書を添えて申し入れます。

当社といたしましては、島根原子力発電所の安全性を不斷に追求し続けるとともに、地域の皆さまのご理解を得られるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

<添付書類>

島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）

[参考]

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（抄）

島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が松江市に設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙及び丙は、周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（中略）

（計画等に対する事前了解）

第6条（略）

2 丙は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

3 （以下、略）

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱（抄）

（前略）

（計画等に対する事前了解）

第4条 協定第6条第2項に規定する「重要な変更を行おうとするとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。

2 （以下、略）